

諫早市監査委員告示第10号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月8日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	後期(9月～12月)定期	建設部	駅周辺再開発課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早駅自由通路の一部貸付に係る市有財産貸付契約書第7条によると、貸付料を甲(諫早市)が定める期日までに支払わなかったときは、当該貸付料について、遅延日数に応じ年2.6パーセントの遅延損害金を甲に支払わなければならないと規定されているが、貸付料の支払いに係る遅延損害金が請求されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、市有財産貸付に係る遅延損害金の徴収事務について契約書に基づき適切に行われた。</p>	令和3年12月15日	遅延損害金の徴収もれについては、相手方に対し、令和3年12月9日に請求し、令和3年12月15日に徴収を完了した。 また、請求について課内協議を行い、市有財産有償貸付契約書に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	後期(1月～2月)定期	政策振興部	スポーツ振興課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、収入した体育施設使用料について、使用取消により還付した使用料が調定されておらず、前回の定期監査時の指摘事項が一部改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われた。</p>	令和4年3月18日	体育施設使用料について、毎月の調定事務が適切に処理されているかを複数人で確認を行うよう改善を図った。
R3	後期(1月～2月)定期	政策振興部	スポーツ振興課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、体育施設敷地使用料の納入期限が使用開始後に設定されており、使用料が使用前に納入されていない事例及び納入期限内に納入されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について条例に基づき適正に行われた。</p>	令和4年3月18日	諫早市行政財産の使用料徴収条例に基づく適切な事務処理について、課内に周知徹底を図った。
R3	後期(1月～2月)定期	健康福祉部	福祉総務課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県原子爆弾被爆者に関する事務取扱交付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われた。</p>	令和4年2月15日	調定事務について、諫早市会計規則に基づき適正に処理を行うよう課内周知を図った。
R3	後期(1月～2月)定期	農林水産部	農地保全課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用する諫早市道路占用料条例第3条及び諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条によると、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、次年度以降分の占用料が4月30日までに納められておらず、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について条例に基づき適正に行われた。</p>	令和4年3月18日	徴収金の未納者との折衝について課内会議を行い、期限前からの積極的な納入の働きかけを行うとともに、定期的に進捗の確認を行うよう改善を図った。

令和3年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	後期(1月～2月)定期	建設部	都市政策課	<p>【指導事項】</p> <p>電柱等の設置に係る市有財産有償貸付契約書第6条によると、甲(諫早市)の発行する納入通知書に示された期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から支払の日までの期間について年利2.6パーセントの割合で計算した延滞料を甲の発行する納入通知書により支払わなければならないと規定されているが、貸付料の支払いに係る延滞料が請求されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、市有財産有償貸付に係る延滞料の徴収事務について契約書に基づき適切に行われたい。</p>	令和4年2月17日	延滞料の徴収もれについては、相手方に対し、令和4年2月1日に請求し、令和4年2月17日に徴収を完了した。また、市有財産貸付料の延滞料請求について課内協議を行い、市有財産有償貸付契約書に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	後期(1月～2月)定期	建設部	都市政策課	<p>【指導事項】</p> <p>長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年3月22日	更新手続きのお知らせ文書に期間満了の日の1月前までに申請書を提出していただく旨の文言を追記し、文書の送付についても期間満了月の前々月に前倒して送付するよう改善を図るとともに、適正な事務処理について、課内に周知徹底を図った。

諫早市監査委員告示第11号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月8日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	後期(9月～12月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指摘事項】 諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延しており、前回を含め、これまでも定期監査で指導、指摘をしているが、改善されていない事例が見受けられた。 ついては、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年2月3日	指摘事項について、生涯学習課長から公民館館長宛て通知し、再発防止に努めるものとした。 ※参考:別紙(通知)
R3	後期(9月～12月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指導事項】 多良見のぞみ会館の指定管理業務の利用状況報告書において、次の事例が見受けられた。 ① 使用料の単価を誤って徴収していることが確認されていない事例。 ② 施設(部屋)別の使用料が誤って記載されており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。 ついては、指定管理施設使用料の徴収事務に関して、利用状況報告書の確認を適切に行われたい。</p>	令和3年10月22日	指定管理施設使用料の徴収事務について、課内でチェック体制を強化し、利用状況報告書の記載内容に誤りがないよう徹底を図った。 ①については、令和3年10月22日に還付済 ②については、令和3年10月6日に指定管理者へ指導を行い、報告システムデータの改善、日計表、月毎データの再確認など、事務体制を整えた。
R3	後期(9月～12月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指導事項】 諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別の定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日を設定されている事例が見受けられた。 ついては、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年10月6日	諫早市会計規則に基づき、適正な納期限を設定し、徴収事務を行うよう課内協議を行い申し合わせた。
R3	後期(9月～12月)定期	教育委員会	図書館	<p>【指導事項】 諫早市立図書館食堂施設の電気使用料実費徴収において、請求金額が誤っている事例が見受けられた。 ついては、徴収事務について適切に行われたい。</p>	令和3年11月5日	差額分の1,728円について還付しました。 今後、徴収事務については、適切に行うようにします。
R3	後期(9月～12月)定期	教育委員会	図書館	<p>【指導事項】 諫早市契約規則第35条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする規定されているが、検査命令の決裁を受けずに検査が行われ、検査調書の復命がなされていない事例が見受けられた。 ついては、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年2月2日	今後は規則に基づき、検査命令の決裁後、検査調書の復命を行うようにします。